

東吉野村コミュニティバス運行業務

業務の概要

1. 委託業務名

東吉野村コミュニティバス運行業務

2. 業務の目的

村内各地と村の中心部を結ぶコミュニティバスを運行するとともに、東吉野村役場と近鉄榛原駅（宇陀市）を結ぶ路線バスとそのコミュニティバスを東吉野村役場、鷲家小さな道の駅ひよしのさとならびに菟田野において接続することにより、住民の通院や買い物のための生活交通を確保する

3. 業務内容

(1) 東吉野村における乗合旅客自動車の運行

次に示す内容に従い、東吉野村および隣接市町（宇陀市、吉野町の一部の区域）において、乗合旅客自動車（路線バスまたは乗合タクシー）を運行する。

① 路線・経路

・別紙1に示す路線・経路に従い乗合型の公共交通サービスを運行する。

② 運行日

・毎日運行

③ ダイヤ

・別紙のとおり。

④ 事業の形態

・道路運送法第4条に掲げられた「一般乗合旅客自動車運送事業」により行う。

(2) 乗合旅客自動車の運行に付帯する業務

① デマンド運行に関する予約の受付及び運行管理ならびに利用者への連絡

② 車両の点検整備・管理

③ 運転者の確保および指導教育・管理（接遇及びサービス）

④ 停留所の設置および管理

⑤ 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業に関する諸手続

⑥ 国土交通省、道路管理者、交通管理者等関係機関との協議

⑦ 運行開始後の利用者数の把握

4. 契約方法

プロポーザル方式で特定された最優秀事業者と随意契約により、本業務委託契約を締結する。

契約金額は、企画提案書（様式-3）に示された運行経費ならびに新規費用（停留所作成・設置

費用)の見積額から、次に示す収入等を控除した金額とする。

- ① 運送収入
- ② 運送外収入
- ③ 国や県から交付される補助金

5. 業務実施期間および契約期間

業務実施期間は、平成30年10月1日から平成33年9月30日までとする。

委託契約の期間は、基本的に業務実施期間と同じとするが、会計年度に応じて各年の3月31日にて一旦区切るものとする。

平成31年4月1日以降の契約については、運行の実績等を勘案する場合がある。